

事務連絡
令和2年11月17日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、来年2月末までの催物の開催制限、イベント等に業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について、貴会会員へ広く周知お願いいたします。

また、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、貴会会員に対し、業種別ガイドラインの周知・徹底を促すとともに、必要に応じて、業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリストの作成・配布、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、クラスターの状況を調査・分析すること等により適切に対応するようお願いします。

更に、別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、事業者が感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践ができるようにすることと、別紙10

に示された「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を貴会会員に対し周知するようお願ひいたします。

別添：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）